

入札・契約制度の改善について（平成29年6月1日改正）

【改善項目】

1 低入札価格調査に係る調査基準価格等の見直し	1 頁
2 最低制限価格の見直し	1 頁
3 低価格入札者に係る調査及び契約等に関する見直し	2 頁
4 建設工事低価格入札者排除措置制度の導入	3 頁

1 低入札価格調査に係る調査基準価格等の見直し

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があるため、算式を改めます。

・調査基準価格については、平成29年6月1日より次の算式に改めます。

（平成29年6月1日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例によることとします。）

区 分	計算式	備 考
土木工事	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7/10を乗じて得た額を調査基準価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.55}×1.08	

2 最低制限価格の見直し

施工品質の確保をより高める考え方にたち、低価格受注により懸念される工事の手抜き、下請へのしわ寄せ等の弊害をより一層未然に防止するため、算式を改めます。

・最低制限価格については、平成29年6月1日より次の算式に改めます。

（平成29年6月1日以降に入札公告等を行う町工事について適用し、同日前に入札公告等を行った町工事については、なお従前の例によることとします。）

区 分	計算式	備 考
土木工事	(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に8/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	{直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.9+（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.9+一般管理費×0.55}×1.08	

3 低価格入札者に係る調査及び契約等に係る措置の見直し

(1) 目的

低入札価格調査対象工事に係る品質の低下を防止するため、低入札価格調査資料等についての手続き及び低価格入札者との契約等に係る措置を下線のとおり改めます。

(2) 概要

① 低入札価格調査資料等について

調査資料については、別添「低入札価格調査に必要な提出書類一覧」に掲げる提出書類が全て揃っており、かつ、同一覧に掲げる内容等の記載があるものでなければならず、この際、工種（建築一式工事の場合は科目）ごとの合計が入札時に提出した工事費内訳書と一致しないものについては、受理しないものとし、これらの条件を満たす資料が提出期限までに提出されない場合 又は調査に対応できない旨の申し出があった場合は、実施要綱第5条第2項の規定に基づき、当該入札者が行った入札を失格とし、入札参加資格停止の措置を行うものとする。

② 受注者側の技術者増員又は専任について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあっては、次のとおり技術者の配置を求めることとしており、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。

ア 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負代金額3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(3) 施行期日

平成29年6月1日

4 建設工事低価格入札者排除措置制度の導入

(1) 目的

競争入札における公正な競争と町工事の品質を確保するため、町工事の競争入札において繰り返し低価格の入札を行う者に対して、町工事の競争入札から排除するため、建設工事低価格入札者排除措置制度を導入します。

(2) 概要

① 対象等

調査基準価格及び最低制限価格を下回る価格で入札を行った者に適用する。

各四半期の末日（6月30日、9月30日、12月31日、3月31日）を基準日とし、当該年度において低入札を累積2回以上行った者に対して排除措置を行う。

② 排除期間

3ヶ月＋（低入札累積回数－2）ヶ月とする。

この算式により6ヶ月を超える場合は、6ヶ月とする。

基準日の翌々月の1日から排除措置を行う。

※排除措置を行った場合は、排除措置の対象となった基準日までの低入札については、翌四半期以降の基準日の集計に加算しない。

③ 排除措置対象者は、伊方町ホームページに掲載する。

(3) 施行期日

平成29年6月1日